

## 和歌山県監査公表第2号

令和5年11月1日付け監査報告第12号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年2月27日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治  
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

### 1 那賀振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和5年10月3日

| 監査の結果  | 監査の結果に基づき講じた措置   |
|--|--|
| 注意事項<br>昨年度に引き続き、郵便切手類使用簿について、4月1日及び四半期ごとの現物確認が複数職員により行われていなかったため、適正に処理されたい。 | 注意事項<br>和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、4月1日及び四半期ごとに複数職員による現物確認及び検印を行い、適正に取り扱うよう、所属職員に周知徹底した。 |

### 2 那賀振興局建設部

監査実施年月日 令和5年10月3日

| 監査の結果   | 監査の結果に基づき講じた措置  |
|---|---|
| 注意事項<br>(1) 河川敷地が不法に占用されている土地について、不法占用者に対して厳正に対処するとともに河川敷地としての効用を喪失している場合は、公用廃止など処理方針を検討の上、適正な管理に努められたい。<br>(2) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 | 注意事項<br>(1) 名手川の河川敷地が不法に占用されている土地については、現状は既に河川敷地としての効用を喪失しており、不法占用者が払下げを希望しているため、河川課と協議しながら、処分に向けて価格交渉を行っているところである。<br>(2) 収入調定票の決裁漏れについては、決裁時に押印の有無を複数人で確認し、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。 |

### 3 紀北県税事務所

監査実施年月日 令和5年10月3日

| 監査の結果   | 監査の結果に基づき講じた措置  |
|---|---|
| 注意事項<br>(1) 不動産取得税の収入調定において、出納機関への通知がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。<br>(2) 自動車税（種別割）の督促において、別人の住所を登録し、督促状を送付している事例があったので、適正に処理されたい。 | 注意事項<br>(1) 今後このようなことのないよう、出納機関への通知の有無について、複数の職員による確認を徹底するとともに、出納機関においても収入調定票管理簿を作成し、案件の通知漏れがないことを確認するよう、関係職員に周知徹底した。<br>(2) 今後このようなことのないよう、住所変更等に伴って個人情報を登録する際は、かな氏名、漢字氏名、生年月日、異動履歴等の確認及び照合を徹底するとともに、他の職員による再確認を併せて行うよう、関係職員に周知徹底した。 |

### 4 和歌山県立高等看護学院

監査実施年月日 令和5年10月3日

| 監査の結果  | 監査の結果に基づき講じた措置   |
|--|--|
| 注意事項<br>旅行命令簿において、早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。 | 注意事項<br>過支給となった旅費について、直ちに返還処理を行った。今後は、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。 |